

横須賀市災害廃棄物等処理計画

令和 7 年（2025 年）3 月

環 境 部

第1章	計画の目的・対象・前提条件	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の対象廃棄物	2
4	計画の前提条件	3
第2章	災害廃棄物及び災害時のごみ・し尿の発生量の推計	5
1	災害廃棄物の発生量の推計	5
2	災害時のごみ発生量の推計	6
3	災害時のし尿発生量の推計	8
第3章	災害廃棄物等の処理に係る組織及び運営体制	10
1	環境対策部の組織及び役割	10
2	環境対策部の運営体制（総務班の役割）	12
第4章	災害時のごみの収集・処理計画	17
1	ごみの収集・処理能力、人員体制	17
2	ごみの収集・処理に関する基本方針	19
3	ごみ収集・処理体制	21
第5章	災害時のし尿の収集・処理計画	23
1	し尿の収集・処理能力	23
2	仮設トイレ等の設置、し尿の収集・処理に関する基本方針	25
3	し尿収集・処理体制	26
第6章	災害廃棄物の処理計画	28
1	災害廃棄物の処理に関する基本方針	28
2	仮置場の設置	29
3	仮置場の運用計画	31
4	災害廃棄物処理実行計画の策定と進行管理	33
5	災害廃棄物の処理能力	34
6	家屋の解体撤去実施体制	34
7	災害廃棄物の再利用・再資源化、処理対策	36
8	避難所ごみの保管場所、保管方法、収集ルート	37

第7章	適正処理困難な廃棄物等の処理	40
1	適正処理困難な廃棄物等の範囲	40
2	適正処理困難な廃棄物等の処	40
3	適正処理困難な廃棄物等の処	41
4	有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	42
5	思い出の品等の取扱い	43
6	季節別の留意事項	44
7	水害廃棄物対策の特記事項	44
第8章	時期区分と処理スケジュール	46
1	発災後における各主体の行動	46
2	発災後の時期区分と特徴	46
3	処理スケジュール	48
第9章	災害予防	49
1	教育訓練や演習	49
2	一般廃棄物ごみ処理施設等の耐震化、浸水対策	49
3	一般廃棄物ごみ処理移設等の補修体制の整備	50
第10章	参考資料	51
1	リサイクルプラザ周辺の津波ハザードマップ	52
2	リサイクルプラザ周辺の土砂災害ハザードマップ	53
3	横須賀ごみ処理施設周辺の津波ハザードマップ	54
4	横須賀ごみ処理施設周辺の土砂災害ハザードマップ	55

第1章 計画の目的・対象・前提条件

1 計画の目的

本市において、大規模な地震災害や風水害が発生した場合、家屋の倒壊・焼失・浸水等によってがれきや粗大ごみなどの「災害廃棄物」が大量発生するとともに、避難所等から生活ごみやし尿等が一時的に発生・増加することが想定される。

本計画は、災害時の災害廃棄物等の収集・運搬・処理に係る基本方針及び実施体制を定めることにより、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図り、災害時における市民の生活環境を確保することを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「横須賀市地域防災計画」（以後「地域防災計画」とする。）における災害廃棄物等の処理について補完する個別計画として位置づけ、災害時の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図るための基本方針及び実施体制を定める。

また、発災後の災害廃棄物処理実行計画の迅速な策定に資することを目的とする。

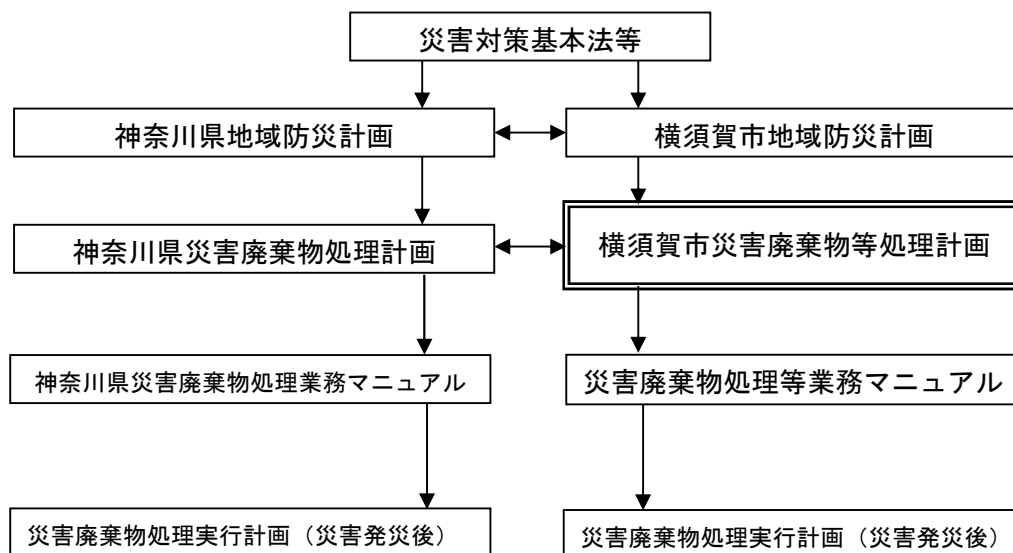


図1 災害廃棄物等処理計画の位置づけ

3 計画の対象廃棄物

本計画が対象とする「災害廃棄物等」とは、本市が国庫補助を受けて行う地震により倒壊・焼失した家屋等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリートがら、金属くず及びこれらの混合物や、水害により浸水した畳などの腐敗性廃棄物、廃家電等である「災害廃棄物」と地震発生時におけるごみ（生活ごみ、避難所ごみ）及びし尿とする（あわせて「災害廃棄物等」とする）。

表 1 災害廃棄物等の種類

種 類		内 容
災害廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず（枝草）、プラスチック類等が混在した廃棄物
	木くず(木材)	柱・梁・壁材、水害又は津波等による流木など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫で災害により被害を受けて使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理
	小型家電、その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物、危険物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物 太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理
	その他処理困難物	ピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、廃船舶など
に被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿
津波堆積物		海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画（令和6年3月）

4 計画の前提条件

神奈川県が令和5年度から令和6年度にかけて実施した神奈川県地震被害想定調査の調査結果から、横須賀市に直接大きな影響を与える三浦半島断層群地震（モーメントマグニチュード7.0）、大正型関東地震（モーメントマグニチュード8.2）、南海トラフ巨大地震（モーメントマグニチュード9.0）の3つを想定地震とし、以下の表のとおり被害を想定している。

表2 想定地震別被害

種別	項目	単位	三浦半島断層群地震	大正型関東地震	南海トラフ巨大地震
建物被害	全壊	棟	5,460	17,820	760
	半壊	棟	17,010	26,640	1,650
火災	焼失	棟	450	1,130	0
人的被害	死者数	人	240	2,030	140
	負傷者	人	2,810	6,020	50
避難者※	1日目～3日目	人	50,180	98,320	6,810
	1ヵ月後	人	24,430	54,470	3,960
帰宅困難者	直後	人	36,490	36,490	36,490
	2日後	人	2,760	23,640	70
倒壊家屋からの自力脱出困難者		人	640	3,010	0
エレベータ停止台数		台	80	210	100
ライフライン	電気（停電）	軒	29,000	94,600	40,210
	都市ガス（供給停止）	件	14,850	99,700	0
	LPガス（供給支障）	件	650	760	0
	上水道（断水・直後）	人	109,740	189,500	270
	下水道（機能支障）	人	25,220	40,800	960
	通信（不通）	回線	22,850	58,430	23,230
災害廃棄物		万t	110	280	10

※ 表中の避難者数は、避難所避難者及び避難所避難者以外の合計数となっている。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）

また、地域防災計画（風水害対策計画編）では、以下の表のと通りの台風及び集中豪雨による風水害を想定している。

本計画では、地震災害を前提とした災害廃棄物等の処理に係る基本方針及び実施体制を示し、風水害時の災害廃棄物等の処理についてもこれを準用することとする。

表 3 想定台風及び集中豪雨

台風	中心気圧	929.5hPa
	速度	55 km/h
	半径	300km
	風向	北北東（通過前）・南南東（通過後）
	最大風速	37m/s（最大瞬間風速 60m/s）
	総雨量	400 mm
	潮位	東京湾 3.07m、相模湾：2.87m
集中豪雨	想定する風水害のうち、台風によらない集中豪雨としては、概ね 10 年に 1 回の確率で降る大雨（1 時間降水量 60 mm）が 2 時間以上連続し、かつ、昭和 49 年の七夕水害時の 24 時間雨量 250 mm を超える場合を想定する。	

出典：横須賀市地域防災計画 令和 4 年度改訂版（風水害対策計画編）

<過去の被災事例に基づく水害廃棄物発生量の試算>

本市では、昭和 49 年 7 月に集中豪雨により、全壊 113 世帯、半壊 64 世帯、床上浸水 3,402 世帯、床下浸水 3,384 世帯の建物被害を受けました。災害廃棄物発生量全体の推計は、災害廃棄物対策指針技術資料 14-2 より約 12,821 t となり、表 5 の組成を用いた種類別廃棄物発生量は以下のとおりとなる。

水害廃棄物発生量推計

項目	割合（％）	推計量（t）
柱角材	8.6	1,103
可燃物	8.5	1,090
不燃物	21.3	2,731
コンクリートがら	30.0	3,846
金属くず	1.4	179
その他	1.2	154
土砂	29.0	3,718

第2章 災害廃棄物及び災害時のごみ・し尿の発生量の推計

1 災害廃棄物の発生量の推計

地震災害時の災害廃棄物の発生量については、以下の表のとおり神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）で以下の表4のとおり推計している。

表4 災害廃棄物の推計発生量

項目	単位	三浦半島 断層群地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
災害廃棄物	万 t	110	280	10

災害種類別の災害廃棄物組成について、神奈川県災害廃棄物処理計画（令和6年3月）で表5のとおり推計しており、種類別に推計すると表6のとおりになる。

表5 災害種類別の災害廃棄物の組成

項目	割合				
	地震（揺れ）		地震（津波）	水害	土砂災害
	木造	非木造			
柱角材	18%	0%	5%	8.6%	2.4%
可燃物	1%	2%	17%	8.5%	5.7%
不燃物	26%	0%	30%	21.3%	3.0%
コンクリートがら	51%	93%	41%	30.0%	3.2%
金属くず	1%	3%	3%	1.4%	0.3%
その他	3%	2%	4%	1.2%	14.9%
土砂	—	—	—	29.0%	70.5%

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画（令和6年3月）

表6 種類別の災害廃棄物推計発生量

項目	単位	三浦半島 断層群地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
可燃物	万 t	1	44	0.5
不燃物	万 t	26	5	1.7
コンクリートがら	万 t	60	67	3.0
金属くず	万 t	2	152	4.1
柱角材	万 t	18	4	0.3
その他	万 t	3	8	0.4
合計	万 t	110	280	10

2 災害時のごみ発生量の推計

災害時のごみ発生量は、以下の方法で推計すると表7のとおりとなる。

推計方法

- ・令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口 384,663 人
- ・令和4年度一人一日当たり（生活系）ごみ排出量 689 g
（令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要より）

【推計①】在宅者（ライフラインに影響がない世帯）

住民基本台帳人口－避難者－死者

※ 避難者及び死者は「神奈川県地震被害想定調査報告書(令和7年3月)」
の推計値

※ 避難者とは、避難所避難者及び避難所外避難者

【推計②】避難所ごみの発生量

（発生から1日後） 避難所避難者×689 g

（発生から1ヶ月後） 避難所避難者×689 g

【推計③】在宅者から排出される1日当たりの家庭ごみ量

（発生から1日後） 在宅者×689 g

（発生から1ヶ月後） 在宅者×689 g

表 7 災害時の推計ごみ発生量

項目		単位	三浦半島 断層群地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震	出典
住民基本台帳人口		人	384,663	384,663	384,663	R5. 10. 1 現在
死者数		人	240	2,030	140	神奈川県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 3 月）
避難者	1 日後	人	50,180	98,320	6,810	
	1 ヶ月後	人	24,430	54,470	3,960	
避難所避難者	1 日後	人	30,120	59,500	4,530	
	1 ヶ月後	人	7,330	16,340	1,190	
在宅者	1 日後	人	334,243	284,313	377,713	推計①
	1 ヶ月後	人	359,993	328,163	380,563	
1 人 1 日当たり ごみ発生量		g	689	689	689	「令和 4 年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」より算出
避難所避難者の 1 日ごみ発生量	1 日後	t	21	41	3	推計②
	1 ヶ月後	t	5	11	1	
在宅者の 1 日ごみ発生量	1 日後	t	230	196	260	推計③
	1 ヶ月後	t	248	226	262	
1 日ごみ 発生量計	1 日後	t	251	237	263	推計②＋推計③
	1 ヶ月後	t	253	237	263	

3 災害時のし尿発生量の推計

災害時のし尿発生量は、以下の方法で推計すると表8のとおりとなる。

推計方法

- ・ 令和5年10月1日現在の住民基本台帳人口 384,663 人
- ・ 令和5年度一人一日当たりし尿排出量 2.55 L
- ※ 「令和5年度生活排水（し尿・浄化槽）処理に関する実績」から算出
（し尿汲取り世帯収集量／し尿汲取り人口／365日）
- ・ 令和5年度し尿汲取り人口率（し尿汲取り） 0.12%
- ※ 「令和5年度生活排水（し尿・浄化槽）処理に関する実績」から算出

- 【推計①】在宅者（ライフラインに影響がない世帯）
住民基本台帳人口－避難者－死者
- ※ 避難者及び死者は「神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）」の推計値
- ※ 避難者とは、避難所避難者及び避難所外避難者
- 【推計②】在宅避難者（断水している在宅避難者）
在宅者数×断水率（1日後、1ヵ月後）
- ※ 断水率＝断水人口／住民基本台帳人口
- ※ 「神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）」を基に算出
- 【推計③】在宅し尿等汲取り者（ライフラインに影響がない世帯）
{住民基本台帳人口－（避難者＋死者）}×し尿等汲取り人口率（0.12%）
- 【推計④】避難所避難者から排出される1日当たりのし尿発生量
（発生から1日後／1ヵ月後）避難所避難者×2.55 L
- 【推計⑤】在宅避難者から排出される1日当たりのし尿発生量
（発生から1日後／1ヵ月後）在宅避難者×2.55 L
- 【推計⑥】在宅者から排出される1日当たりのし尿発生量
（発生から1日後／1ヵ月後）在宅し尿等汲取り者×2.55 L

表 8 災害時の推計し尿発生量

項目		単位	三浦半島 断層群地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震	出典
住民基本台帳人口		人	384,663	384,663	384,663	R5.10.1 現在
死者数		人	240	2,030	140	神奈川県地震 被害想定調査 報告書（令和 7 年 3 月）
避難者	1 日後	人	50,180	98,320	6,810	
	1 ヶ月後	人	24,430	54,470	3,960	
避難所避難者	1 日後	人	30,120	59,500	4,530	
	1 ヶ月後	人	7,330	16,340	1,190	
断水人口	1 日後	人	99,420	186,350	140	
	1 ヶ月後	人	0	2,020	0	
在宅者	1 日後	人	334,243	284,313	377,713	推計①
	1 ヶ月後	人	310,053	231,873	373,893	
在宅避難者	1 日後	人	86,388	137,735	137	推計②
	1 ヶ月後	人	0	1,218	0	
在宅し尿 汲取り者	1 日後	人	401	341	453	推計③
	1 ヶ月後	人	372	278	449	
1 人 1 日当たり し尿発生量		L	2.55	2.55	2.55	令和 5 年度生 活排水処理に 関する実績
避難所避難者の 1 日し尿発生量	1 日後	kL	76.81	151.73	11.55	推計④
	1 ヶ月後	kL	18.69	41.67	3.03	
在宅避難者の 1 日し尿発生量	1 日後	kL	220.29	351.23	0.35	推計⑤
	1 ヶ月後	kL	0.00	3.10	0.00	
在宅し尿汲取り 者の 1 日し尿 発生量	1 日後	kL	1.02	0.87	1.16	推計⑥
	1 ヶ月後	kL	0.95	0.71	1.14	
1 日し尿 発生量計	1 日後	kL	298.12	503.82	13.06	推計④ + 推計⑤ + 推計⑥
	1 ヶ月後	kL	19.64	45.48	4.18	

第3章 災害廃棄物等の処理に係る組織及び運営体制

1 環境対策部の組織及び役割

(1) 環境対策部の設置と業務

横須賀市は、災害発生時または災害発生のおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため「横須賀市災害対策本部」(以下「災害対策本部」とする)を設置する。

災害対策本部の設置に伴い「横須賀市災害対策本部運営要綱」に基づき、環境部長を対策部長とする「環境対策部」として、事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)第17条の2に定める環境部に関連する災害対応業務を担う。

(2) 環境対策部の組織と各班の役割

①環境対策部の組織は図2のとおりとする。

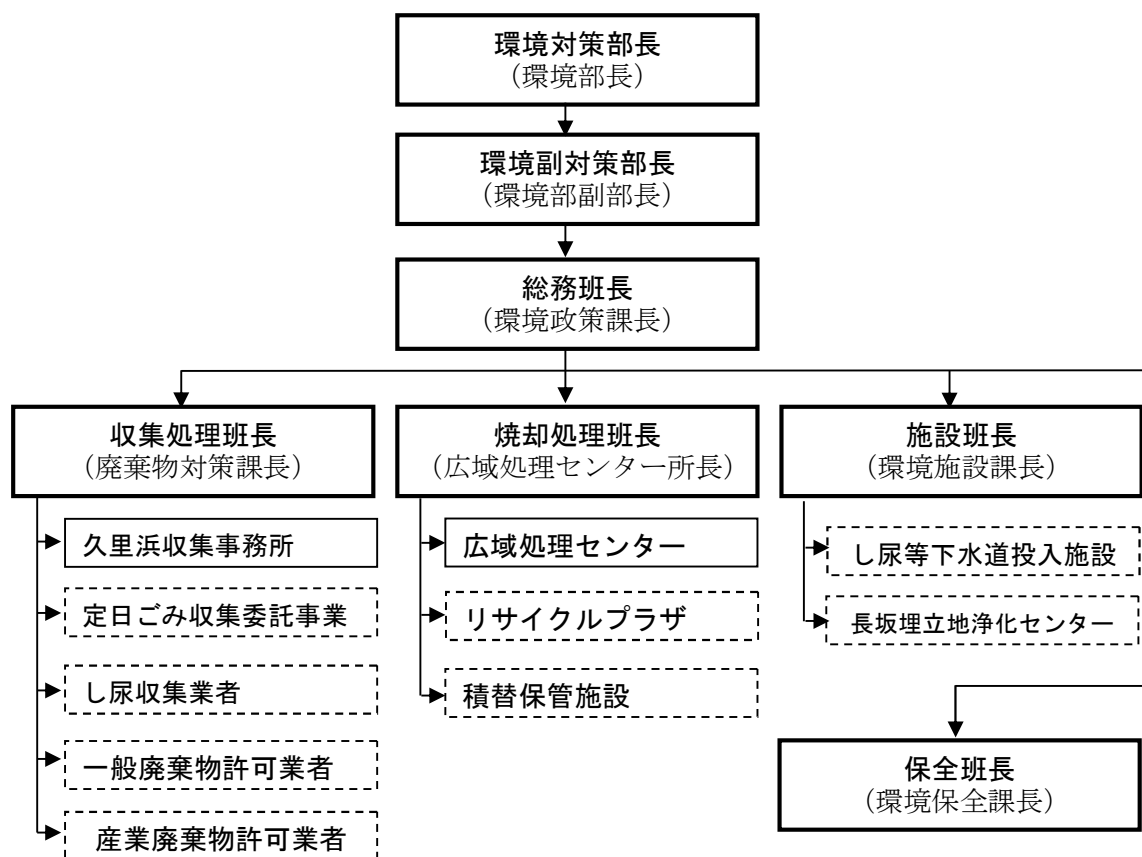


図2 環境対策部の組織構成

②環境対策部の各班の役割は表 9 のとおりとする。

表 9 環境対策部各班の役割

班（班長）	担当	業務
総務班 （環境政策課長）	総務担当 （政策課：総務担当）	①職員の参集状況の確認と配置 ②事務所・車両等の被災状況の把握 ③国・県・他都市との連絡・支援要請 ④市対策本部との連絡・調整
	総合計画担当 （政策課：計画調査担当）	①関係対策部との調整と全体の進行管理 ②災害廃棄物等処理基本方針の調整 ③災害廃棄物処理実行計画の策定、更新
	広報担当 （政策課：普及啓発・美化担当）	①ごみの応急排出方法の広報 ②仮設トイレの使用方法の広報 ③家屋の解体・撤去申請、災害廃棄物の搬入方法等の広報 ④適正処理困難な廃棄物等の処理方法の広報 住民からの苦情・相談窓口
収集処理班 （廃棄物対策課長）	ごみ収集計画担当 （廃対課：家庭系廃棄物係） （久里浜収集事務所）	①ごみ発生量の推計 ②ごみ収集・処理計画の策定、更新 ③久里浜収集事務所及び周辺道路の被災状況の把握 ④委託事業者の被害状況の把握 ⑤委託事業者との収集計画の調整 ⑥避難所・一般家庭からのごみ収集
	し尿収集計画担当 （廃対課：浄化槽係）	①し尿発生量の推計 ②し尿収集・処理計画の策定、更新 ③委託事業者との被害状況の把握 ④委託事業者との収集計画の調整
	災害廃棄物処理担当 （廃対課：事業系廃棄物係）	①災害廃棄物の発生量の推計 ②家屋の解体撤去申請の受付 ③家屋の解体撤去業者への発注、支払及び国庫補助業務 ④産業廃棄物処分業者の被災状況の把握と指導・調整 ⑤有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物等の対策 ⑥思い出の品等の取り扱い
焼却処理班 （広域処理センター所長）	横須賀ごみ処理施設担当 （広域：運転管理係、施設保全係、環境管理係）	①横須賀ごみ処理施設、積替保管施設及び周辺道路の被災状況の把握 ②横須賀ごみ処理施設の処理能力の推計 ③横須賀ごみ処理施設の応急・復旧措置 ④横須賀ごみ処理施設の運転管理
	リサイクルプラザ担当 （広域：リサイクル施設係）	①リサイクルプラザ及び周辺道路の被災状況の把握 ②リサイクルプラザの処理能力の推計 ③リサイクルプラザの応急・復旧措置 ④リサイクルプラザの運転管理
施設班 （環境施設課長）	災害廃棄物仮置場担当 （環境施設課） （広域：総務係）	①仮置場の開設準備、運用 ②災害廃棄物の搬入作業の指導
	し尿投入施設担当 （施設課：設備・土木係）	①し尿投入施設及び周辺道路の被災状況の把握 ②し尿投入施設の処理能力の推計 ③し尿投入施設の応急・復旧措置、運転管理
	長坂埋立地浄化センター担当 （施設課：設備・土木係）	①浄化センターの被災状況の把握 ②浄化センターの処理能力の推計 ③浄化センターの応急・復旧措置、運転管理
保全班 （環境保全課長）	環境保全担当 （保全課：大気環境係）	①有害物質使用特定事業者等の罹災状況の把握 ②被災建物等の解体・撤去等の対応

2 環境対策部の運営体制（総務班の役割）

（１）環境対策部の情報管理

①災害対策本部との情報共有（総務担当）

総務担当が中心となって、「災害対策本部」から、災害廃棄物処理実行計画の策定に必要となる市全体の被災情報及び応急対策方針等を適宜収集し、部内各班に情報を提供する。

②関係対策部との連絡調整（総合計画担当）

総合計画担当及び関係各班担当が中心となって、以下表 10 の関係対策部と適宜、情報交換及び応急対策の調整を行う。

表 10 関係対策部との主な情報交換・連絡調整事項

関係対策部	連絡調整事項
総合対策部	- 避難所の設置場所及び避難者数の把握（総務担当） - 避難所でのごみの排出方法（ごみ収集計画担当）
	- 避難所及び一般家庭における応急ごみ収集計画の広報（広報担当） - 家屋の解体・撤去申請の広報（広報担当） - 仮置場の設置場所及び災害廃棄物の搬入方法の広報（広報担当） - 適正処理困難な廃棄物の処理方針の広報（広報担当）
都市対策部	被災家屋調査の進捗状況の把握（災害廃棄物処理担当）
土木対策部	- 道路の被災状況及び復旧見込みの把握（総務担当） - ごみ集積所や公園等に投棄された災害廃棄物とごみ・し尿収集ルート調整（ごみ・し尿収集計画担当） - 仮置場の開設に向けた調整（総合計画担当、災害廃棄物処理施設担当） 1次仮置場から2次仮置場や中間処理施設・最終処分場への災害廃棄物の搬入ルート（総合計画担当）
上下水道対策部	- 上下水道施設の被災状況の把握（し尿投入施設担当） - 仮設トイレのし尿処理方法の調整（し尿収集計画担当）
各地区対策部	り災証明の発行手続きの調整（災害廃棄物処理担当）

※横須賀市の災害対策本部の運営については、横須賀市地域防災計画の災害応急対策計画を参照のこと。

③緊急連絡体制

緊急時における対策部内の連絡体制については、管理監督者を中心した緊急連絡網を別に定める。

④民間事業者団体やハザードマップの活用

災害対策を迅速かつ的確に実施するために、様々な情報収集の協力を民間事業者団体に依頼しておく。また、各種ハザードマップ（有害物質のハザードマップを含む）を活用する。（特に水害・津波で水没しない場所などを事前に把握しておく）

（２）環境対策部の運営・調整

①災害廃棄物処理等実行計画の取りまとめ（総合計画担当）

総合計画担当は、対策部内各班が推計するごみ・し尿・災害廃棄物の発生量及び処理施設の被災状況・処理能力を把握し、災害対策本部や関係対策部と調整しつつ、災害廃棄物処理担当と連携して災害廃棄物等処理実行計画を取りまとめる。

②災害廃棄物等の収集・処理に係る人員・業務等の調整（総務担当）

総務担当は、部内の職員の安否及び参集状況を把握し、各班への人員の配置及び業務調整を行い、人員が不足する場合は、災害対策本部に応援を要請する。

（３）関係機関との連絡調整・支援要請

①県との連絡及び支援要請（総務担当）

総務担当は、対策部内各班を通じて、ごみ及びし尿の収集・処理に係る車両や事務所、処理施設、委託事業者等の被災状況全体を把握し、横須賀三浦地域県政総合センター環境部に報告する。

さらに、対策部内各班の支援の必要性を把握し、支援が必要な場合は支援内容を取りまとめ、地域県政総合センター環境部を通じて、県に支援要請を行う。

また、県を通じて他市町村からの支援の申し出を受けた場合は、総務担当が窓口となって支援内容を調整し、県に回答する。

②近隣市町との連絡及び援助要請（総務担当）

総務担当は、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」に基づき、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町の清掃関連部署と被災状況等に関する情報交換を行う。

4市1町のごみ処理施設等に不測の事故及び故障が発生した場合、協定市町等のごみ処理施設を相互に利用して、廃棄物の適正処理を保持する。

援助を必要とする場合は、総務担当が協定市町の中で受託可能な市町と直接協議し、援助を要請する。

③協力協定締結事業者等への協力要請（総務担当）

総務担当は、対策部内各班の支援の必要性を把握し、支援が必要な場合は、表11の協力協定締結事業者へ協定書に基づき協力要請を行う。

④災害廃棄物等の処理に係る国庫補助に関する総括事務（総務担当）

総務担当は、被災後のごみ・し尿・災害廃棄物等の処理に関する国庫補助に関する県・国の連絡窓口となり、事務手続きを総括する。

表 11 相互援助・協力協定締結市町及び事業者一覧

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	名 称	締 結 者	締結年月日	備 考
1	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	横須賀市一般廃棄物協同組合	平成 23 年 8 月 25 日	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、及び処理・処分の協力
		横須賀環境事業協同組合		
		横須賀市資源回収協同組合		
		横須賀産業廃棄物処理業協同組合		
2		株式会社マルコ	令和 7 年 3 月 31 日	
		株式会社門倉商店		
		有限会社泉興業		
3		(公社)神奈川県産業資源循環協会	平成 11 年 2 月 23 日 (平成 23 年 8 月 25 日変更)	
4	災害廃棄物等の処理に関する協定書	DOWAエコシステム株式会社	令和 7 年 3 月 31 日	
5	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	(一社)神奈川県建物解体業協会	平成 11 年 2 月 23 日	被災した建物の撤去等の協力
6		(一社)横須賀建設業協会	平成 11 年 2 月 23 日	
7	地震等大規模災害時における仮設トイレの設置等に関する協定書	湘南環浄サービス株式会社	平成 24 年 8 月 31 日	仮設トイレの設置の協力 (平成 18 年 10 月 1 日付の「災害時における支援協力について」の申出を受諾済)
8	大規模災害時等における協力に関する協定書	三井不動産株式会社	令和 7 年 3 月 31 日	し尿処理の協力
9	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	神奈川県、神奈川県市長会、神奈川県町村会	平成 24 年 3 月 29 日	災害応急対策及び災害復旧対策を十分に実施できない場合の相互応援
10	横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	平成 7 年 8 月 25 日	一般廃棄物の適正処理の相互援助

11	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	(公社)神奈川県産業資源循環協会	平成 11 年 1 月 20 日 (平成 21 年 8 月 4 日 変更)	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分の協力
12		(一社)神奈川県建物解体業協会	神奈川県が協定締結	被災した建物の撤去等の協力
13		(一社)神奈川県建設業協会		

(4) 災害廃棄物等の処理に関する広報・相談

①災害廃棄物等の処理に関する市民への広報（広報担当）

広報担当は、対策部内各班から以下の情報を取りまとめ、総合対策部と連携して、災害廃棄物等の排出方法等について、市民に広報する。

< 広報内容 >

- ・避難所及び一般家庭のごみの臨時排出方法（ごみ収集計画担当）
- ・家屋の解体・撤去申請（災害廃棄物処理担当）
- ・仮置場の設置場所及び災害廃棄物の搬入方法（総合計画担当）
- ・適正処理困難な廃棄物の排出方法（災害廃棄物処理担当）

②市民からの災害廃棄物等の処理に関する相談・苦情の受付（広報担当）

広報担当は、ごみやし尿の収集、家屋の解体・撤去申請、災害廃棄物の搬入、その他廃棄物等の処理に関する相談・苦情等の窓口を設置し、これらの内容を整理し、対策部内各班に伝達する。

第4章 災害時のごみの収集・処理計画

1 ごみの収集・処理能力、人員体制

(1) ごみの収集能力

市及び委託事業者が所有するごみ収集車両は以下の表 12 のとおりであり、通常時は、直営の定日ごみ収集車は、久里浜収集事務所が 48 台、委託事業者 11 社があわせて 77 台、合計 125 台の車両で収集を行っている。

災害時には、道路の不通や渋滞、収集ルートの変更等により、収集効率が低下することが予想されるため、直営の定日ごみ収集以外の車両及び委託事業者の予備車両を動員し、最大 148 台の車両を使用できるよう調整する。

表 12 ごみの収集車の通常時の稼働台数と緊急時の調達可能台数
(令和 6 年 11 月 1 日現在)

車両		直営		委託 (10 社)		合計
		久里浜収集事務所				
		定日	その他	通常	予備	
塵芥車	4 t	3	0	57	5	65
	3 t	20	0	1	1	22
	2 t	20	2	2	0	24
ダンプ	4 t	0	0	0	0	0
	2 t	0	1	0	0	1
	0.35 t	5	2	0	0	7
トラック	2 t	0	2	0	0	2
	4 t	0	0	0	0	0
軽貨物	0.35 t	0	10	15	2	27
合計		48	17	75	8	148

(2) ごみ処理施設の処理能力

市のごみ処理施設の処理能力は以下の表 13 のとおりであり、1 日あたり最大で燃せるごみは 360 t、粗大ごみ・不燃ごみは 30 t、資源ごみは 220 t を処理することができる。

災害時には、施設の損壊や停電・断水等により一時的に施設が稼働不能又は処理能力が低下することが予想される。

表 13 ごみ処理施設の能力

ごみ処理施設	ごみの種類	処理能力	
横須賀ごみ処理施設 (エコミル)	燃せるごみ	120 t / 24h × 3 基	
	粗大ごみ 不燃ごみ	30 t / 日	
積替保管施設	枝・草等	積替保管	
リサイクルプラザ (総計 220 t / 日)	缶類	スチール缶	23 t / 日
		アルミ缶	9 t / 日
	びん類	無色	17 t / 日
		茶色	11 t / 日
		その他の色	4 t / 日
	プラスチック類	ペットボトル	7 t / 日
		プラ資源	74 t / 日
	紙類	紙パック	3 t / 日
		ダンボール	48 t / 日
		その他の紙	24 t / 日

(3) ごみ収集・処理に係る人員体制

ごみの収集・処理業務については、定日ごみ収集運搬委託業者 11 社及び直営の収集・処理業務に従事する職員数は表 14 のとおりであり、災害時には、震災による職員やその家族の死傷、道路や鉄道等の交通手段の損壊等により、災害発生直後の職員の出勤者数は減少することが予想される。

さらに、収集ルートの変更・追加や道路の損壊・渋滞等により収集効率が低下することから、通常時よりもごみ収集業務に多くの人員が必要になる。

表 14 直営ごみ収集・処理業務職員数

(令和6年4月1日現在)

	ごみ収集業務		ごみ処理業務		
	久里浜収集事務所		横須賀ごみ処理施設	積替保管施設	
事務所職員	3 人		11 人	0 人	
業務職員	114 人		32 人	6 人	
	定日	定日外	操作	保全	剪定枝積替
	75 人	39 人	25 人	7 人	6 人
従事職員計	117 人		49 人		

※正規、フルタイム再任用を職員数として記載した。粗大受付、自動車整備、時短再任用、会計年度任用職員は職員数に含まない。

2 ごみの収集・処理に関する基本方針

(1) ごみの収集・処理に係る基本方針

通常時の収集・処理体制を基本として、災害の規模やごみの収集・処理に係る人員・施設・車両等の被害状況に応じて、以下のとおり市及び委託事業者は定日ごみ、特に生ごみ等の燃せるごみの収集・処理を優先的に行う。

<基本方針>

- ① 災害の規模及びごみ収集体制・処理施設の被害状況に応じて、定日ごみ以外の集団資源回収、使用済み乾電池の回収、粗大ごみの持込等を一時的に中止し、復旧状況に応じてこれらのごみの収集・搬入方法や収集体制を検討する。
- ② 道路の不通や渋滞又はごみ収集に係る職員や委託事業者の被災、ごみ処理施設の損壊や停電・断水等によりごみの収集・処理効率が低下する場合は、生ごみ等の燃せるごみの収集・処理を優先し、それ以外のごみについては各家庭で一時保管するよう市民に協力を呼びかける。
- ③ ごみ処理施設の損壊や停電・断水等により施設稼動不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）又は県や近隣市町に支援を要請する。

表 15 ごみの収集・処理に関する基本方針

ごみの種類	収集方針	処理方針
燃せるごみ	生ごみ等の燃せるごみの収集・処理を優先的に行う。	横須賀ごみ処理施設で焼却後、灰溶融等により資源化。
不燃ごみ	※ただし、可能な場合は、避難所及び一般家庭等に、通常時と同様の定日収集を行う。	横須賀ごみ処理施設にて破碎・選別後、可能な限り資源化（鉄、アルミ等）の上、焼却又は埋立処分。
プラスチック資源		リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化。
缶・びん・ペットボトル		
集団資源回収	災害の規模に応じて、回収の可否を検討。	資源化（一部リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包し、資源化）。
使用済み乾電池		
使用済小型家電		
水銀使用製品		
粗大ごみ	災害発生後の粗大ごみの増加量に応じて、搬入方法、処理体制を検討。	横須賀ごみ処理施設にて破碎・選別後、可能な限り資源化（鉄、アルミ等）の上、焼却又は埋立処分。

※ 被災後 4 日目から生ごみ・携帯トイレ・紙おむつ・衛生用品を優先し、ごみ収集を開始する。

※ ライフラインの復旧を見据えて、被災後 2 週間を目途に、横須賀ごみ処理施設を優先して稼働させる。

（２）直営ごみ収集・処理業務における人員不足が生じる場合の対応方針

災害による職員及びその家族の死傷により、ごみの収集・処理業務に係る人員が不足する場合は、様々な手段・方法により、部局内外等から職員の応援を図る。

3 ごみの収集・処理体制

(1) ごみの収集職員・車両、委託事業者の被災状況の把握と収集能力の推計

総務担当は、地震発生後、直営ごみの収集・処理に係る職員の参集状況及び収集車両、事務所等の被災状況を把握する。

ごみ収集計画担当は、地震発生後、ごみ収集に係る委託事業者の被災状況を把握し、総務担当と連携して、ごみ収集能力を推計し、総合計画担当に報告する。

ごみの収集に係る職員や車両、委託事業者の被災により、早期にごみ収集業務を実施できない場合は、総務担当を通じて、県や近隣市町に支援を要請する。

(2) ごみ処理施設の被災状況の把握と処理能力の推計

各ごみ処理施設の担当は、地震発生後、早期にごみ処理施設（横須賀ごみ処理施設、積替保管施設、リサイクルプラザ）の損壊又は支障の有無を点検し、ごみ処理能力を推計して、総合計画担当に報告する。

ごみ処理施設の損壊や支障があった場合は、速やかに復旧作業に取り組むとともに、早期の復旧が困難な場合は、環境対策部内でも情報共有するとともに総務担当を通じて、県や近隣市町に支援を要請する。

(3) ごみ発生量の推計とごみ収集・処理計画の策定

ごみ収集計画担当は、「災害対策本部」等を通じて、避難所避難者及び在宅避難者の人数、家屋の倒壊状況を把握し、ごみ発生量を推計する。さらに、ごみ収集に係る直営・委託事業者及びごみ処理施設の被災状況をもとに、ごみ収集・処理計画を策定する。

災害被害の軽微な地域は、通常どおり生活ごみが発生する。

避難所では、十分な調理ができないことから非常食を食べることになるため、その容器等のごみが多く発生し、また使用済み衣類や携帯トイレ等の平常時とは質の異なるごみが発生する。

下水道の復旧までの間、一時的に燃せるごみが増加するため、し尿収集計画担当と連携して、あらかじめごみ収集・処理計画に織り込んでおく。

また、家屋の倒壊等により、1日粗大ごみ処理量30tを大幅に上回る膨大な量が発生すると予想される。

そのため、ごみの収集・処理に係る基本方針に基づき、定日ごみの4分別収集・処理の継続を最優先とし、粗大ごみの持込については一時中止し、期間を区切って「り災ごみ」として、仮置場に持ち込んでもらい、選別した上で、横須賀ごみ処理施設にて、順次、粗大ごみの破碎・選別・資源化を行う。

これらの対策を講じてもなお定日ごみの発生量がごみの収集・処理能力を超える場合、又は、ごみ処理施設が損壊し、早期の復旧が困難な場合は、総務担当を通じて、県や近隣市町に支援を要請する。

（４）ごみ収集計画の広報

広報担当は、災害時のごみの排出方法や収集場所、収集スケジュール、粗大ごみや災害廃棄物の持込方法等について、ごみ収集計画担当と連携して、あらゆる広報手段（収集車によるアナウンス、避難所への回覧・掲示、広報誌、防災無線、FM放送、ホームページ等）を用いて、市内全域に広報する。

（５）ごみ収集・処理計画の進捗管理と復旧

ごみ収集計画担当は、「災害対策本部」等を通じて、避難所避難者の帰宅状況や仮設住宅の建設・入居状況等を把握し、随時ごみ収集・処理計画を更新するとともに、復旧計画を策定し、段階的に通常時のごみ収集・処理体制に移行する。

第5章 災害時のし尿の収集・処理計画

1 し尿の収集・処理能力

(1) し尿の収集処理能力

市及び委託業者が所有するし尿収集車両は以下の表 16 のとおりであり、通常時は、委託業者 2 社あわせて浄化槽用 8 台、し尿汲み取り用 2 台、合計 10 台の車両で収集を行っている。

災害時には、仮設トイレ等からし尿汲み取りが必要となり、直営分 1 台を加え、最大 12 台でし尿収集を行う場合もある。

表 16 し尿の収集車両の通常時の稼働台数と緊急時の調達可能台数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

車両		直営	委託		合計
		長坂	浄化槽	し尿	
バキュームカー	6.8kl	0	1	0	1
	3.7kl	0	2	0	3
	3.5kl	1	2	0	2
	3.0kl	0	2	0	2
	2.7kl	0	0	1	1
	1.8kl	0	1	1	2
合計		1	8	2	11

(2) し尿等下水道投入施設の処理（下水道への投入）能力

市のし尿等下水道投入施設（以下「し尿投入施設とする。」）の処理能力は以下の表 17 のとおりであり、通常時、1 日あたり最大でし尿 20kl、浄化槽 97kl、合計 117kl 処理することができる。

災害時には、避難所等からし尿が発生し、かつ、施設の損壊や停電・断水等により一時的に施設が稼働不能又は処理能力が低下することが予想される。

また、投入先の下水道施設の被災状況によっては、稼働不能又は処理能力が低下することが予想される。

表 17 し尿投入施設の処理能力

施設	種類	処理能力
し尿投入施設 (年間平均 117k1／日)	し尿	20k1／日
	浄化槽汚泥	97k1／日

(3) し尿収集・処理に係る人員

通常、し尿・汚泥の収集業務は委託業者 2 社が行っている。

災害時には、仮設トイレの設置に伴う収集業務が増大するとともに、委託業者の被災や道路の損壊・渋滞等によって収集効率が低下することが予想される。

2 仮設トイレ等の設置、し尿の収集・処理に関する基本方針

通常時のし尿収集・処理体制を基本として、委託業者が収集し、し尿等下水道投入施設にて処理を行う。

しかし、災害の規模や委託業者の被災、し尿投入施設等の損壊によっては、避難所等から発生するし尿全てを収集・処理することは困難であることから、総合対策部と連携を図りつつ、以下の方針に基づき、し尿の収集・処理を行う。

<基本方針>

- ① 避難所等では、携帯用トイレを配布し、燃せるごみとして処理することを原則とし、不足する場合は備蓄の組み立てトイレを使用する。
- ② 停電や断水により水洗トイレを使用できない在宅避難者については、防災収納庫に備蓄している携帯トイレを配布し、燃せるごみとして処理することを原則とする。
- ③ し尿又は浄化槽汚泥の収集を行っている世帯については、通常時と同様の処理を行うが、災害の規模や避難所へのし尿収集業務の増加量に応じて、収集頻度等を見直す。
- ④ し尿投入施設の損壊や停電・断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、県に支援を要請する。

表 18 し尿の収集・処理に関する基本方針

世帯の種類	トイレの設置方針	収集方針	処理方針
①避難所	携帯トイレの配布	燃せるごみとして収集	横須賀ごみ処理施設にて焼却処理
②断水世帯	携帯トイレの配布	燃せるごみとして収集	横須賀ごみ処理施設にて焼却処理
③し尿収集世帯	し尿汲取り	委託事業者によるし尿・汚泥収集	し尿投入施設にて処理（下水道へ投入）
④浄化槽世帯	浄化槽		

3 し尿収集・処理体制

（１）し尿収集委託事業者の被災状況の把握と収集能力の推計

し尿収集計画担当は、地震発生後、し尿収集にかかる委託業者の被災状況を把握し、し尿収集能力を推計して、総合計画担当に報告する。

し尿収集委託業者の被災により、早期にし尿収集業務を実施できない場合は、総務担当を通じて、県に支援を要請する。

（２）し尿投入施設の被災状況の把握と処理能力の推計

し尿投入施設担当は、地震発生後、早期にし尿投入施設の損壊又は支障の有無を点検し、し尿処理能力を推計して、総合計画担当に報告する。

し尿投入施設の損壊や支障があった場合は、速やかに復旧作業に取り組むとともに、早期の復旧が困難な場合は、総務担当を通じて、県や近隣市町に支援を要請する。

（３）し尿発生量の推計とし尿収集・処理計画の策定

し尿収集計画担当は、「災害対策本部」等を通じて、避難所避難者及び在宅避難者の人数を把握し、仮設トイレ等の配置計画、し尿収集委託業者及びし尿投入施設の被災状況をもとに、し尿発生量を推計して、し尿収集・処理計画を策定する。

神奈川県地震被害想定調査報告書の被害想定をもとにし尿発生量を推計すると、表 8 のとおりである。災害時の在宅し尿等汲取り者数は、通常時と同程度又は減少することが予想されるものの、避難所等のし尿の発生量が増加し、通常時のし尿収集・処理能力を上回ることが予想される。

そのため、極力、携帯用トイレの活用を図り、し尿収集・処理能力を超えないように配慮する。

ただし、携帯トイレを活用した場合、その分、燃せるごみの量が増加するため、携帯トイレの使用に伴う燃せるごみ発生量を予めごみ収集計画担当に報告する。

これらの対策を講じてもおし尿の収集・処理能力を超える場合、又は、し尿投入施設が損壊し、早期の復旧が困難な場合は、総務担当を通じて、県に支援を要請する。

（４）し尿収集・処理計画の進捗管理と復旧

し尿収集計画担当は、「災害対策本部」等を通じて、上下水道の復旧状況や避難所避難者の帰宅状況、仮設住宅の建設・入居状況を把握し、随時し尿収集・処理計画を更新するとともに、復旧計画を策定し、段階的に通常時のし尿収集・処理体制に移行する。

1 災害廃棄物の処理に関する基本方針

災害廃棄物の最終処分量を削減するため、可能な限り災害廃棄物の再利用・再資源化を推進する。

<基本方針>

- ① 災害廃棄物の再利用・再資源化を推進するため、災害廃棄物処理における全体の流れを図3に示す。災害廃棄物は、表1のとおり分別し、分別の徹底を図る。
- ② 災害廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに、一時的に保管するための仮置場を確保し、運用する。
- ③ 仮置場の設置の流れを図4に示す。被災住民が家屋等から災害廃棄物を排出する場所として指定する一次仮置場と、道路啓開、倒壊建築物の撤去及び、一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための二次仮置場に分けて設置することを検討する。
- ④ 市の事業として解体撤去を行う場合の対象家屋は、個人所有の住宅及び中小企業の事業所に限る。
- ⑤ 市の事業として行う解体撤去は、所有者からの申請に基づき、市が民間事業者と直接契約を結び、家屋の解体撤去と仮置場への運搬を発注する。

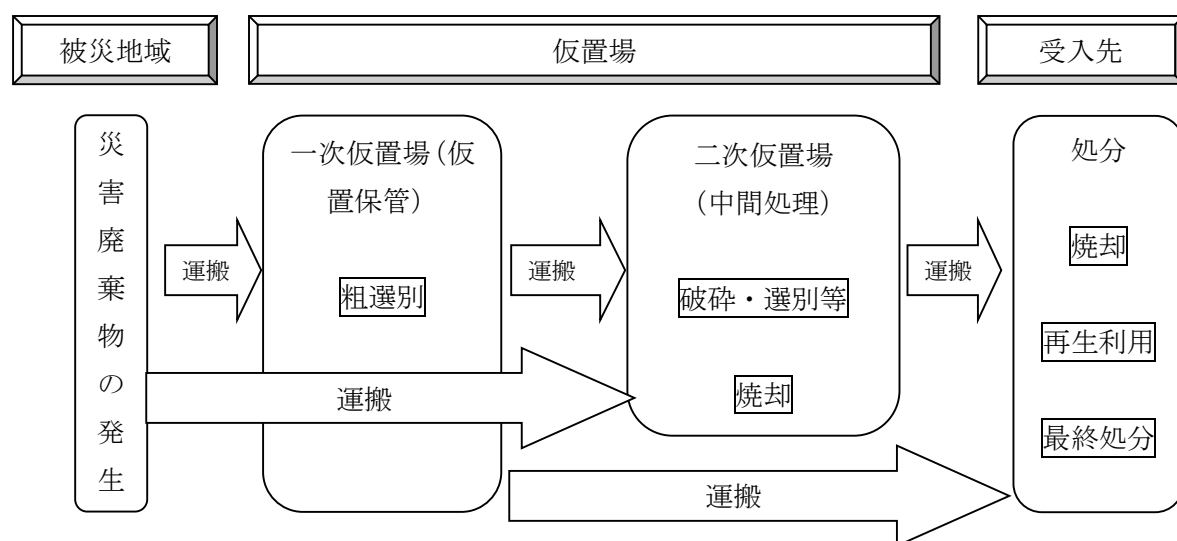


図3 災害廃棄物の処理の全体の流れ

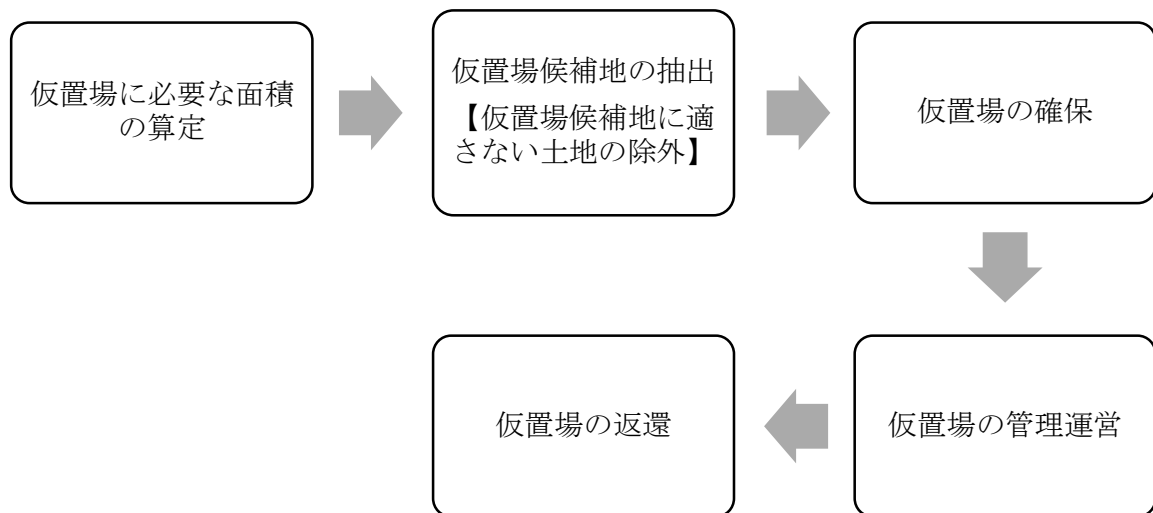


図4 仮置場に係る基本フロー

2 仮置場の設置

仮置場は、生活環境の確保・復旧等のため災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておく場所であり、道路啓開や倒壊建築物の撤去のためにも必要となる。

災害廃棄物の発生量が多く、仮置場の開設が必要と判断した場合は、候補地を複数ピックアップするとともに、開設した場合のレイアウトを策定する。

災害廃棄物仮置場担当は、仮置場での受け入れ、安全保管対策、搬入車両の誘導、周辺環境対策を講じる。

(1) 仮置場の面積

平時においては、想定する災害の規模や災害に伴い発生する災害廃棄物の仮置きに必要面積を把握し、災害時において利用可能な仮置場候補地を選定しておくために、仮置場の必要面積を算定する必要がある。

仮置場の必要面積は、発生した災害廃棄物の全量を仮置きできる面積を求める「方法1：最大で必要となる面積の算定方法」と、「方法2：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法」の2通りを示す。

① 方法1：最大で必要となる面積の算定方法

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (m)} \\ \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量 : 災害廃棄物の発生量と同値 (t)

見かけ比重 : 可燃物 (0.4 t/m³)、不燃物 (1.1 t/m³)

積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい

作業スペース割合 : 100%

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

② 方法２：処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法

この方法は、処理期間を通して一定割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提として必要面積を算定する方法である。仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を最大集積量とし、この保管面積を求めるという考え方である。

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (m)} \\ \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量 : 災害廃棄物の発生量－処理量 (t)

処理量 : 災害廃棄物の発生量÷処理期間

見かけ比重 : 可燃物 (0.4 t/m³)、不燃物 (1.1 t/m³)

積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい

作業スペース割合 : 0.8～1

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 18－2（環境省、平成 31 年 4 月改定版）

（２）仮置場の確保

発災後、総合計画担当と災害廃棄物仮置場担当は、災害の規模、被災地区に応じ、災害廃棄物の発生量から仮置場の必要面積を算出し、仮置場候補地の中から土地利用調整などを行い、仮置場を確保することとする。不足する場合は、国有地や県有地等について、県と調整を行う。

（３）仮置場開設の準備

- ① 環境部職員及び設置・運営・管理を委託する事業者の人員を確保する。環境部職員に不足が生じる場合は、総務担当より他部局職員、他都市・県職員に応援を依頼する。
- ② 仮置場の設置・運営・管理に必要な資機材について、市の備蓄及び協定先団体等と協議し用意する。

3 仮置場の運用計画

(1) 仮置場への受け入れ

- ① 仮置場での災害廃棄物等の受け入れは可能な限り分別を徹底する。
- ② 生活ごみは災害廃棄物等の仮置場には受け入れない。
- ③ 仮置場では円滑に通行できるように一方通行の動線とすることに努める。
- ④ 仮置場内の分別品目ごとの看板を作成し、設置する。
- ⑤ 分別品目ごとに、数名の作業員を配置し、車両からの荷下ろしを手伝い、分別配置の指導を行う。

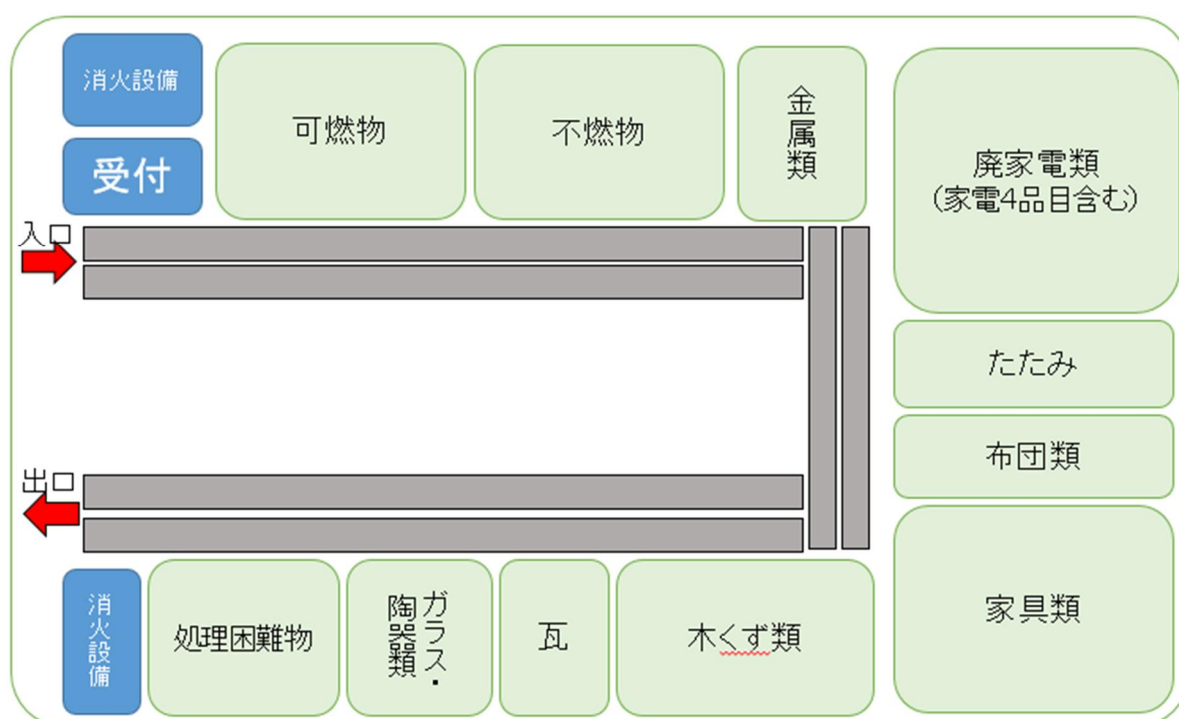


図5 仮置場の分別配置の例

(2) 仮置場での安全保管対策

- ① 仮置場での災害廃棄物の積み上げ高さは5 m以下とし、積み上げる際は重機を用いて廃棄物を安定させ、崩落を防ぐ。
- ② 置場範囲は、現場で実際の搬入量を見ながら柔軟に変更しつつ、各廃棄物が2 m程度離れるようにする。
- ③ 木くず及びその他の可燃物の保管場所は放射温度計により、廃棄物等の温度測定を実施して、発火を未然に防ぐ監視をする。
- ④ 消火器等を設置し火災に備える。

（３）搬入の際の車両の誘導

- ① 仮置場の入口及び場内に場内ルートを示す地図の掲示や地図の配布により、搬入車両の円滑な誘導を図る。
- ② 場内ルートを整備し、標識を設置して交通事故の防止を図る。
- ③ 円滑な搬入を促進するため、仮置場に車両誘導員を配置する。

（４）住民への周知

- ① いつから（いつまで）どこで、何を受け入れるか、何は持ち込み禁止なのか、分別等を明確にした上で、インターネット、チラシ、放送等により広報を行う。

（５）周辺環境対策

- ① 仮置場までの道路渋滞を防ぐため、仮置場の搬入・搬出ルートについて、十分な検討を行う。また、必要に応じて警察と情報共有を図る。
- ② 仮置場の入口周辺で車両が渋滞する場合は、騒音や排気ガスによる周辺住民への影響を防止するよう適切な対策を講じる。
- ③ 災害廃棄物の積み下ろし及び積み上げの際に粉じんの発生が著しい場合は、散水により粉じんの飛散を抑制する。
- ④ 振動、騒音による周辺への影響を考慮して、深夜、早朝の作業は極力控える。

4 災害廃棄物処理実行計画の策定と進行管理

(1) 産業廃棄物許可業者の被災状況の把握と処理能力の推計

災害廃棄物処理担当は、地震発生後、産業廃棄物許可業者の被災状況及び、家屋の解体業者の被災状況、ごみ処理施設担当から市のごみ処理施設の被災状況を把握し、災害廃棄物の収集・運搬、処分に係る市内業者の運搬・処理能力を推計して、総合計画担当に報告する。

産業廃棄物許可業者及びごみ処理施設の被災等により、早期に災害廃棄物の収集・運搬、処分業務を実施できない場合は、総務担当と連携して、県や近隣市町に支援を要請する。

(2) 災害廃棄物発生量の推計と災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理担当は、「災害対策本部」等を通じて、家屋の全壊・半壊、焼失棟数を把握し、産業廃棄物許可業者及びごみ処理施設の被災状況をもとに、災害廃棄物の発生量を推計する。総合計画担当は、災害廃棄物処理担当と連携し災害廃棄物処理実行計画を策定する。

神奈川県地震被害想定調査報告書では、2万t～547万tもの大量のコンクリートがらや木くず、金属くずなどの災害廃棄物が発生すると想定している。

そのため、災害廃棄物の処理に係る基本方針に基づき、可能な限りの災害廃棄物の分別の徹底、再利用・再資源化を図り、最終処分量を削減する。

また、仮置場を開設し、総合対策部及び都市対策部、各地区対策部と連携して家屋の解体撤去申請を行うことで、災害廃棄物の計画的な搬出・運搬、処理を行う。

ごみ処理施設が損壊し、早期の復旧が困難な場合は、総務担当を通じて、県や近隣市町に支援を要請する。

現段階で市内に最終処分場を確保できていないため、通常時にごみの最終処分を委託している産業廃棄物許可業者や地方自治体等に災害廃棄物の最終処分に係る協力を働きかける。

(3) 災害廃棄物処理実行計画の進捗管理

災害廃棄物処理担当は、「災害対策本部」等を通じて、家屋の解体撤去申請の状況や仮置場の運用状況等を把握する。

総合計画担当は、随時、災害廃棄物処理担当と連携し災害廃棄物処理実行計画を更新するとともに、段階的に仮置場を閉鎖し、通常時の体制に移行する。

5 災害廃棄物の処理能力

市のごみ処理施設及び処理能力は表 13 のとおりである。

再生利用を目的とした建設廃材（主としてコンクリートがらや金属くず、がれき類）の破碎を行っている民間の再資源化施設は、市内に 9 社あり、処理能力の合計値は 5,296 t / 日である。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

木くずの焼却を行っている民間の焼却施設は、市内に 1 社あり、処理能力は 72 t / 日である。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

また、産業廃棄物収集・運搬許可業者は市内に 343 社ある。（令和 5 年 9 月 30 日現在）

6 家屋の解体撤去実施体制

（１）解体撤去の実施手順

災害廃棄物処理担当は、地域防災計画に基づき、総合対策部及び都市対策部、各地区対策部と連携して家屋の解体撤去を以下の手順に従って行うとともに、広報担当を通じて、家屋の解体撤去申請について、あらゆる広報手段を用いて、市内全域に広報する。

<実施手順>

- ①損壊家屋等の危険度の判定・り（被）災証明書（総合対策部及び都市対策部）
- ②公費解体申請窓口の設置（災害廃棄物処理担当及び総合対策部）
- ③公費解体申請方法の広報（災害廃棄物処理担当及び総合対策部）
- ④公費解体事業の発注（災害廃棄物処理担当及び財務対策部）
- ⑤家屋の所有者からの解体撤去申請受付（災害廃棄物処理担当）
- ⑥公費解体を行う事業者の決定（災害廃棄物処理担当）
- ⑦公費解体対象建物の整理（災害廃棄物処理担当）
- ⑧公費解体の優先順位の検討（総合対策部及び都市対策部）
- ⑨公費解体を行う事業者への連絡・指示（災害廃棄物処理担当）
- ⑩公費解体の実施（災害廃棄物処理担当）
- ⑪国庫補助の申請（総務担当、災害廃棄物処理担当及び財務対策部）

（２）解体撤去の指針

家屋の解体撤去にあたっては、市が定めた解体手順に従い、所有者の立ち会いを原則として、解体撤去作業を行う。

解体撤去時から災害廃棄物の処理にかかる基本方針に基づき、表 1 の分別区分に従い極力分別し、ごみの減量化を図る。

災害廃棄物処理担当及び環境保全担当は、解体撤去時は周辺環境に及ぼす影響を最小限とするよう、以下の点について配慮し、事業者等と対策を講じる。

- ① 解体時の騒音、振動の抑制に配慮する。
- ② 解体時の粉じんの発生を最小限に抑える。
- ③ アスベストを使用した建築物の解体撤去の際は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省水・大気環境局環境管理課、令和3年3月（令和6年2月改正））に準じて、アスベストの飛散防止措置を講じる。

（３）搬出・運搬の指針

① 搬出・運搬時の分別の保持

解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出し、分別区分ごとに定められた仮置場に搬入する。

② 指定運搬ルートの遵守

市が解体家屋の存在する地区ごとに仮置場までの運搬ルートを定め、これを遵守して運搬する。

③ 搬出・運搬時の災害廃棄物の飛散、落下の防止

運搬中に災害廃棄物が落下、飛散しないように配慮して積載する。必要に応じて荷台に幌・シートをかぶせ、運搬中の飛散、落下を防止する。

④ 仮置場での搬入指示の遵守

仮置場入口及び場内では搬入車両向けに掲示された指示及び車両誘導員の指示にしたがって搬入する。

⑤ 搬出・運搬時の周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（厚生労働省水道環境部産業廃棄物対策室監修、昭和63年）に従って、密閉、飛散防止措置を講じ、適正な搬出・運搬を行う。

7 災害廃棄物の再利用・再資源化、処理対策

(1) 木くずの再利用・再資源化対策

木くずは、チップ化による再利用・再資源化を基本として、再資源化業者の確保を図る。再資源化業者の確保が困難な場合は、焼却による中間処理を行う。

(2) 木くず及びその他可燃物の処理対策

その他可燃物は全量を焼却し、減量化を図る。木くずや水分を多く含んだ廃棄物も再資源化が困難な場合は、焼却による減量化を図る。

(3) コンクリートがらの再利用・再資源化対策

災害の規模が大きく、民間事業者コンクリートがらの破砕能力の強化を必要とする場合は、仮置場における移動式のコンクリート破砕機の導入を検討する。

(4) 金属くずの再利用・再資源化対策

金属くずは、金属再資源化業者への引き取り依頼を原則として、依頼先業者の確保を図る。

(5) その他不燃物の処理対策

その他不燃物は、陶磁器くず、ガラスくず、瓦くずなどの混合物であり、再資源化が困難であるため、破砕により減容後、処分場で埋立処分を行う。臨時のコンクリート破砕機を導入した場合は、これを利用して、その他不燃物の破砕を行う。

(6) 混合廃棄物の処理対策

混合廃棄物は、民間の選別業者が確保できる場合は、業者に処理を委託する。業者が確保できない場合は、埋め立て処分を行う。

(7) 家電リサイクル法の対象物等の処理対策

家電リサイクル法の対象物は、他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造業者に引き渡すことを原則とする。

(8) 周辺環境対策

仮置場に臨時の焼却炉を設置する場合は、排出される煙等による周辺環境への影響に配慮する。

仮置場に移動式あるいは臨時のコンクリート破砕機を設置する場合は、騒音、振動等による周辺環境への影響に配慮する。

8 避難所ごみの保管場所、保管方法、収集ルート

- (1) 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。
- (2) ごみ収集計画班は、災害規模に応じて避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行い、必要に応じて支援市町村等からの応援を含めた収集運搬・処理体制を確保する。
- (3) 避難所等の生活ごみは、発災後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、発災後3～4日後（特に、夏季は早期の取り組みが必要）には収集運搬・処理を開始することを目標とする。
- (4) 都市ガスを使用している地域では、ガスの供給が停止した場合はカセットコンロの使用量が増えるため、収集作業時はガスボンベによる発火事故に注意する。
- (5) 断水が続いている場合には、弁当がらやカップ麺等の食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生することに留意する。

避難所における分別例

避難所において分別を行うことは、その後のスムーズな処理へと繋がるため、可能な限り分別を行う。

また、腐敗性廃棄物（生ごみ）、し尿、感染性廃棄物（注射針、血が付着したガーゼ）についても、避難所での感染症を防ぐため、分別・管理をする必要がある。

（１）初動時の避難所ごみの分別

初動時には、水、食料、トイレのニーズが高く、水と食料を中心とした支援物資が避難所に届けられるが、それに伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ、し尿等が発生する。

衛生状態の確保等からも、粗くても良いので、ダンボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を行う。

（２）応急対応時の避難所ごみの分別

３日程度経過すると救援物資が急速に増える。食料品だけではなく、衣類や日用品も届き始め、それに伴って段ボールや日用品に伴うごみも多く発生する。

自治体による生活ごみ等の収集が可能な（再開した）場合は、避難所からの避難所ごみも同様に収集が行われることが多い。ただし、状況によっては資源ごみの分別は不可能、全て災害廃棄物として収集する場合がある。収集が再開するまでのごみ、更にその後も資源ごみについては保管が可能ならば、できるだけ避難所で保管する。

(7) 避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の種類、その発生源、管理方法について表19に示す。

表19 避難所で発生する廃棄物

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行った例もある。
段ボール	食料の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
し尿	携帯トイレ 仮設トイレ	携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物（注射針、血が付着したガーゼ）	医療行為	・保管のための専用容器の安全な設置および管理 ・収集方法にかかる医療行為との調整(回収方法、処理方法等)

(8) し尿の処理・管理方法について

断水と停電等の場合、多くの既存トイレは使用不可となる。

合併浄化槽の場合、水と電気が復旧すると使用できる。

下水処理については、下水処理場次第であるが、水と電気が復旧すると水洗自体は可能になる。

従って、携帯用トイレが不足する場合は、無理やり流す、非常用トイレを作る、48 時間程度は穴を掘って新聞紙を敷いて用を足すという緊急対応もやむを得ないと考えられる。

第7章 適正処理困難な廃棄物等の処理

1 適正処理困難な廃棄物等の範囲

適正処理困難な廃棄物等とは、災害時に発生する災害廃棄物及び一般家庭から排出される廃棄物のうち、市の施設では適正処理が困難なものをさす。

- ① 有害性物質を含むもの（バッテリー、化学薬品、農薬（家庭園芸用薬品）など）
- ② 著しく悪臭を発するもの（排泄物が残ったままの紙おむつなど）
- ③ 危険性のあるもの（ガスボンベ類、消火器、注射針、メス、石油類、廃油、シンナーなど）
- ④ 容積又は重量の著しく大きいもの（耐火金庫、大型電気温水器、ピアノ、農機具、船外機、乗用草刈・芝刈機、コンプレッサー、電動カート、電動車いす、ボート、浴槽など）
- ⑤ その他処理に支障を及ぼす恐れのあるもの（原動機付自転車、オートバイや車の部品及びタイヤ、瓦、ブロック、タイル、レンガ、コンクリート、セメント、土砂、砂利、石（石製製品を含む）、モルタル、石膏ボード、ソーラーシステム、木の根（直径20センチメートル以上）、鉄筋、陶器製の便器、塗料、事業用業務機器、フロンガス使用製品（冷風機・除湿機など）、うす、ウォーターベッド、オイルヒーターなど）

2 適正処理困難な廃棄物等の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、通常時と同様に事業者の責任において処理する。

ただし、中小事業者であって、家屋の倒壊により事業所内からの搬出が困難な場合は、家屋の解体撤去の際に搬出するよう方法を講じる。このため産業廃棄物が解体撤去の対象家屋内に残留し、市の事業として解体撤去を行う場合は、家屋の解体撤去申請の際にその旨を届け出る。

災害廃棄物処理担当は、広報担当と連携して、産業廃棄物は自ら処理を行うことを事業者等に周知し、適正に指導する。

広報担当は、一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物に関する相談窓口を設けるとともに、初期段階から適切な処理方法等を総務対策部と連携して市民に広報する。

3 適正処理困難な廃棄物等の処理

災害廃棄物処理担当は、ごみ収集計画担当及び環境保全担当と連携して、地震発生時に排出される可能性がある適正処理が困難な廃棄物等は以下の対策を講じる。

(1) アスベスト

アスベストの処理については、「災害時における石綿飛散防止マニュアル（第3版）（環境省水・大気環境局大気環境課（令和5年4月））に基づくこととする。

ただし、飛散性アスベスト（吹付石綿、石綿含有保温材、石綿含有断熱材）の使用が認められる場合、環境保全担当は解体工事着手前に現地調査を行い、発生量を見積り、飛散防止対策について解体業者に指示を与える。

また、解体業者は除去後の飛散性アスベストは可能な限り、処分業者に直送することとするが、処分業者の受入が難しい場合は、二次仮置場に搬入する。

(2) PCBを含む家電製品

一般家庭から粗大ごみとして排出される家電製品に含まれるものは、特別管理一般廃棄物として市が収集した後、業者に回収を依頼する。

(3) 感染性廃棄物

通常時と同様にすべて発生者の責任において処理する。地震発生に伴い設置される救護所で発生するものは、救護所を担当する医師と協議し、適正な処理方法を確保する。

(4) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤

産業廃棄物として事業者の責任により処理する。家屋の倒壊により搬出が困難なものは、家屋の解体撤去時に搬出、処理するよう災害廃棄物処理担当が指導する。

(5) ピアノ、オートバイなど大型の適正処理困難物

広報担当が中心となって、専門の引き取り業者に依頼するよう指導する。

(6) 消火器

広報担当が中心となって、専門の引き取り業者に依頼するよう指導する。

(7) カセットコンロのボンベ

地震発生時に多く使用されることが予想され、車両火災の原因になることから、広報担当が中心となって、必ず使い切ってから排出するよう広報する。

(8) プロパンガスのボンベ

広報担当が中心となって、購入先の販売店への返却を指導する。

4 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

- ① 有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなる。このため適正処理困難廃棄物担当は、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求める。
- ② P C B等の適正処理が困難な廃棄物は、発災後も基本的には平常時と同様の扱いとするが、応急的な対応として、地方公共団体が回収を行った後に、まとめて業者に引き渡すなどの公的な関与が必要な場合もある。
- ③ 災害廃棄物処理担当は、有害物質の保管場所等についてP R T R（化学物質排出移動量届出制度）等の情報を収集し、あらかじめ地図などで把握する。公共施設については情報管理を徹底し、民間施設についても情報の把握に努める。また、収集した情報が水害や津波で水没したり流出したりすることがないように注意して保管する。
- ④ 事前に、災害時における石綿含有建材の解体・撤去、保管、輸送、処分の過程における取扱方法等を整理し、平常時から職員・事業者へ教育訓練をする。教育訓練には、作業時の適切な服装等の確保方策も含む。

5 思い出の品等の取扱い

- ① 災害廃棄物処理担当は、建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールを定める。
- ② 思い出の品等の取扱ルールとしては、思い出の品等の定義、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられる。
- ③ 貴重品については、警察へ届け出る必要があり、必要な書類様式を作成することでスムーズな作業を図る。

表 20 思い出の品等取り扱いルール

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持ち主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面接引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可。

6 季節別の留意事項

処理にあたっては、季節によって課題が異なることに留意する必要がある。夏季においては廃棄物の腐敗が早く、それに伴いハエなどの害虫が発生すると、生活環境が悪化し感染症の発生・まん延が懸念される。

災害救助主管部局や衛生主管部局と連携を図り、対応を講ずる。害虫駆除にあたっては、専門機関に相談し、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。

表 21 季節別の留意事項

	季節別の留意事項
夏季	・腐敗性廃棄物の処理 ・ねずみや害虫の発生防止対策
夏季～秋季	・台風等による二次災害（飛散等）の対策
冬季	・乾燥による火災等 ・積雪等による影響 ・強風による災害廃棄物の飛散 ・着火剤など爆発・火災の危険性がある廃棄物の優先的回収 ・地域によっては降雪・路面凍結 など

7 水害廃棄物対策の特記事項

（１）水害廃棄物の特徴

水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法については事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成する。

（２）処理施設等の対策

- ① 水没する可能性のあるくみ取り便所の便槽や浄化槽についての対策を、事前に検討しておく。
- ② 洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害の有無を想定し、事前に対策を行う。

（３）収集・運搬、保管

- ① 洪水ハザードマップを参考に、発災後に収集・運行可能なルートを検討する。
- ② 広域処理を想定した搬出先へのルートについて、洪水ハザードマップを参考に事前に検討する。
- ③ 仮置場については、水害の特性（河川敷の使用が困難であることなど）に配慮する。

（４）危険物・有害物質等

- ① 気象情報等に注意しながら発災前に収集運搬車両を避難させるなど対策を行う。
- ② 水害時には、薬品類や危険物が流出する可能性があるため、事前に保管場所等について地図で把握し、流出しないよう対策を行う。

第8章 時期区分と処理スケジュール

1 発災後における各主体の行動

発災後は、災害規模に適応した体制の構築や、支援の実施をできる限り迅速にすすめるため、作業ごとに必要な人員を含めた組織体制をあらかじめ作成する。

また、作成にあたり、道路障害物の撤去、家屋等の解体・撤去、仮置場の整備や返却など、長期にわたり土木・建築職などの協力が必要となることにも留意する。

2 発災後の時期区分と特徴

発災後の時期区分とその特徴、時期区分ごとの主な業務について表 22、23 に示す。

表 22 時期区分と特徴

時期区分	時間の目安	時期区分の特徴
初動対応	発災後数日間	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）
応急対応 （前半）	～3週間程度	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）
応急対応 （後半）	～3カ月程度	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）
復旧・復興	～3年程度	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスを想定）。

表23 災害廃棄物処理に係る主な業務

時期区分	主な業務
初動対応	災害廃棄物対策に関する体制の整備
	連絡体制の確立
	被害情報の収集
	進捗管理等
	し尿の収集・処理
	在宅者ごみ、避難所ごみ収集・処理
応急対応	処理主体の確定
	発生量等の推計
	仮置場の設置
	環境対策・モニタリング
	処理可能量の推計
	災害廃棄物処理実行計画等の策定
	災害廃棄物の処理
	支援要請
	損壊家屋等の解体・撤去
	仮設処理施設の設置
復旧・復興	仮置場の復旧・返却
	仮設処理施設の解体・撤去

3 処理スケジュール

(1) 総務班は、平常時に検討した処理スケジュールをもとに、次に示す実際の被害状況等を踏まえた処理スケジュールを検討する。

- ① 職員の被災状況
- ② 災害廃棄物の発生量
- ③ 処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量など

(2) 処理スケジュールの検討にあたっては、緊急性の高いものを優先する。緊急性の高いものとしては次のものが考えられる。なお、処理にあたっては、関係部局と調整を行う。

- ① 道路障害物の撤去
- ② 仮設トイレ等のし尿処理
- ③ 有害廃棄物・危険物の回収
- ④ 倒壊の危険性がある家屋等の解体・撤去
- ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

(3) 東日本大震災においては、木くずが時間の経過に伴って腐敗し、再資源化が不可能になるという事態が発生した。処理スケジュールの検討にあたっては、災害廃棄物の種類ごとに目標を設定すべきである。

1 教育訓練や演習

収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

- (1) 総務班は、災害時に処理計画が有効に活用されるよう記載内容について職員へ周知するとともに、処理計画を随時見直す。
- (2) 総務班は、災害時に被災市町村へ派遣することなどを目的に、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし継続的に更新する。また、事業者団体やリストアップされた実務経験者以外も対象として、定期的に講習会・研修会等に関する情報発信を行い、能力維持に努める。
- (3) リストアップする実務経験者等の対象は、災害廃棄物だけでなく産業廃棄物も対象とする。
- (4) 想定される被害内容によっては、その後にとるべき行動は異なると考えられるが、特に発災直後の行動が重要であるため、体制の構築をはじめ緊急時の行動を中心に教育訓練を実施する。
- (5) 市民部が全体として行う防災訓練の日などにも、組織や連絡体制の確認を行い、計画で定めた仮置場の確認や処理技術面の向上を図るなど、机上訓練などを実施する。また災害時に利用する連絡手段（例：移動型防災無線、衛星電話等）の訓練を行う。

2 一般廃棄物ごみ処理施設等の耐震化、浸水対策

- (1) 各ごみ処理施設の担当は、廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、ごみ処理施設等(以下、「施設」と言う。)の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (2) 各ごみ処理施設の担当は、地震（津波を含む）及び水害に強い施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、施設の補強等耐震性の向上、浸水対策等を図り、新設の施設は耐震性・浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。また施設における災害時の人員配備、連絡体制、復旧対策などをあらかじめ検討しておく。

- (3) 施設に被害がない場合であっても、水道等ライフラインの断絶により稼働が困難になる場合があるため、処理施設は施設内のライフラインの老朽化対策や、必要に応じ他用途水槽等の代替による冷却水の確保等を検討する。
- (4) 施設の整備にあたっては、耐震化について「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）」を参考とする。
- (5) 各ごみ処理施設の担当は、施設の受入設備の運転に必要な燃料について、浸水しない場所での備蓄や、市の施設の中での優先的な確保等を検討する。
- (6) 各ごみ処理施設の担当は、津波ハザードマップや土砂災害ハザードマップにより各施設の被害を想定し、次の対策を検討・実施する。
- ① 水の浸入を防ぐための防水板・防水扉の設置等の浸水防止対策工事
 - ② 応急対策としての土嚢、排水ポンプの準備
 - ③ 受変電設備及び非常用発電設備の高位置への変更や水密扉等での浸水対策
 - ④ 薬品・危険物類が流出しないよう保管状況の点検・確認、必要に応じて保管場所の変更や密閉化等の浸水対策
 - ⑤ 地下に設置されている水槽やポンプ類についての予備品や代替装置の保管などを含めた浸水対策
- (7) ごみ収集計画班は、気象情報等による収集運搬車両の事前避難を行う。

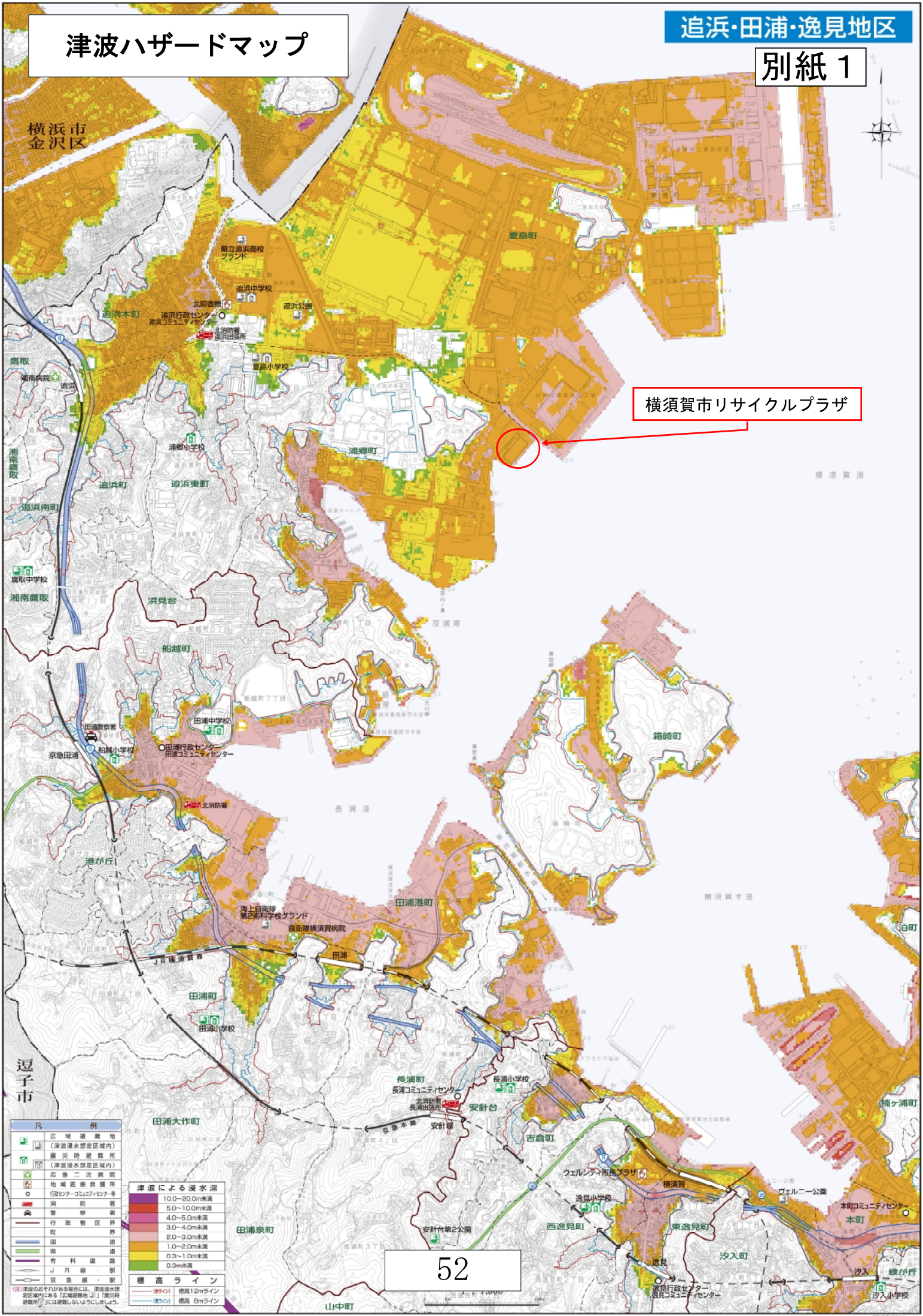
3 一般廃棄物ごみ処理施設等の補修体制の整備

- (1) 各ごみ処理施設の担当は、施設を速やかに補修するために、運転マニュアル等の整備を確認しておく。
- (2) 各ごみ処理施設の担当は、点検、補修に備え、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立する。

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | リサイクルプラザ周辺の津波ハザードマップ | 別紙 1 |
| 2 | リサイクルプラザ周辺の土砂災害ハザードマップ | 別紙 2 |
| 3 | 横須賀ごみ処理施設周辺の津波ハザードマップ | 別紙 3 |
| 4 | 横須賀ごみ処理施設周辺の土砂災害ハザードマップ | 別紙 4 |

津波ハザードマップ

別紙 1



凡	例
	広域避難地 (津波浸水想定区域内)
	震災時避難所 (津波浸水想定区域内)
	応急二次避難所 地域広域避難所
	行政センター・コミュニティセンター
	消防署
	警察署
	行政管界
	国道
	県道
	有料道路
	JR線・駅
	京急線・駅

津波による浸水深
10.0~20.0m未満
5.0~10.0m未満
4.0~5.0m未満
3.0~4.0m未満
2.0~3.0m未満
1.0~2.0m未満
0.3~1.0m未満
0.3m未満

標高ライン
標高10mライン
標高5mライン
標高0mライン

